

# 東京帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第十四卷(第三號)

昭和十四年三月

## 論叢

政府支出と所得増加……………文學博士 高田保馬  
 横井小楠の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎  
 特殊リンク制の諸問題……………經濟學博士 谷口吉彦

## 時論

支那に於ける門戶開放……………法學博士 末廣重雄  
 増稅案を論ず……………經濟學博士 汐見三郎

## 研究

神代に現はれし日本の創造の型……………經濟學士 中川與之助  
 公正價格の意義……………經濟學士 中谷實  
 靜態的貨幣理論と動態的貨幣理論……………經濟學士 服部新一  
 複式簿記法の形成過程に就いて……………經濟學士 岡本愛次

## 說苑

ル・プレールの經濟發達階段說……………經濟學士 宮本又次

## 附錄

彙報  
 外國雜誌論題

## 増税案を論ず

汐見三郎

### 一 増税の必要と租税収入の現状

昭和十四年度に實行せらるべき増税は一月二十八日の税制調査會に其の要綱を諮問せられたのであるが、いよ  
／＼成案を得て二月十八日に衆議院に提出せられ只今折角審議中である。

昭和十四年度の財政は公債本位の財政である。二月十四日に衆議院を通過し貴族院にて審議中の三十六億九千  
四百萬圓の一般會計の本豫算と四十の特別會計の本豫算に於ては約十億圓による新規公債を發行する事となつて  
ゐるが、更に一般會計と四十の特別會計を通じて追加豫算が提出せらるべく、又臨時軍事費特別會計の追加豫算  
が少くとも五十億圓に上ると云はれてゐる。此等の事情を考慮すると昭和十四年度の公債の新規發行豫定額は昭  
和十三年度の豫定額たる五十六億圓を確かに突破する事にならう。

公債の消化は順調に進んでゐるが、日本銀行の手持公債の増加は免れ得ないのであつて、之にそなへる爲めに  
保證準備高を十七億圓より増して二十二億圓としてゐる。然し新規公債の消化には更に其れ以外の方法が必要と  
なるのである。即ち五六十億圓に上る新規發行公債は利付債券たる本質より、少くとも利拂だけは經常収入に仰

がねばならぬ。經常収入の主要なるものは租税である。茲に最小限約二億圓の増税を必要とする。これ臨時軍事費の財源の少なからざる部分を租税に求めると云ふ論者はもとより、臨時軍事費の財源の全部を公債に仰げよと云ふ論者も亦増税を是認する所以である。

回顧すれば過去二箇年の我國財政は増税の歴史である。昭和十二年には二回の増税が行はれた。林内閣の結城大藏大臣は臨時租税増徴法によつて従来よりの租税を増徴すると共に、法人資本税、外貨債特別税、有價證券移轉税、揮發油税の新税を作つた。次に、近衛内閣の賀屋大藏大臣は北支事件特別税によつて増税を行つたのである。

昭和十三年には賀屋大藏大臣は北支事件特別税の代りに支那事變特別税を設け、更に臨時利得税を改正して増税を行つたのである。

かくて過去二年間に年額六億六千萬圓の増税が實現せられたのである。勿論、臨時地方財政補給金一億三千万圓による地方税の輕減を差引くと、實質的には五億三千万圓の増税となる。二年間に五億三千万圓の増税を行ひながら、租税の自然増収が年約二億圓に上ると云ふ有様であつた。結城増税が行はれなかつたら昭和十二年度の租税収入額は約十二億圓見當であつたと云はれてゐる。然るに昭和十四年度では石渡増税を見込まずして已に二十三億七千八百萬圓と云ふ租税収入を示してゐる。増税と自然増収とが重なり二年の間に租税収入額が二倍になつたと云ふのは實に注目すべき事實である。

試みに豫算書によつて昭和十四年度の國稅收入を調べて見ると、内容的に次の結果を得たのである。歳入經常

部に屬するもの二十億五千九十三萬圓、歳入臨時部に屬するもの三億二千八百萬圓、兩者を合計すると二十三億七千八百九十五萬圓の數字を得る事が出来る。(單位千圓)

一、所得税 八〇九、四七〇

第一種所得税	三七五、八六五
第二種所得税	六三、四九一
第三種所得税	三七〇、一一四
地租	四八、二三四

畑地租	一五、二〇八
宅地租	三三、二五八
雑地租	二八、三五二
雑地	一八、五六五

營業收益税 一一三、四八八

法人營業收益税	八〇、七八三
個人營業收益税	三二、七〇四

資本利子税 四二、三七八

甲種資本利子税	四〇、三二五
乙種資本利子税	二、〇五二

法人資本税 二七、四九二

相續税	四九、四〇一
礦業税	八、八〇八

特別産区	三、九一三
探掘産区	一、〇五一
試験産区	九、四八三
砂産区	二、一四八
特別砂産区	五、二九四

外貨債特別税 二、六五〇

酒税 二五四、七六七

麥酒	一九二、四七四
酒造	五三、二六二
酒類	八、七二一
沖繩縣酒類出港税	三〇九

清涼飲料税 五、〇三五

砂糖消費税 一一七、六八七

織物消費税 四三、五一一

揮發油税 一一、七三三

取引所税 二七、一三四

取引所營業税	二、一五三
有價證券移轉税	二、三六九

關稅 一七五、一九五

噸稅 二、四六八

印紙稅登錄稅等 六八、一三九

專賣局益金 二四〇、九六四

經常部小計 二、〇五〇、九三四

臨時利得税 二一九、八四五

法人臨時利得税	一九〇、二五〇
個人臨時利得税	二九、六九四

利益配當税 三五、三〇四

公債及社債利子税	一、四四三	物品税	五三、九六一
通行税	九、二四三	臨時部小計	三二八、〇一八
入場税	八、一一四	計	二、三七八、九五二
特別入場税	一〇五		

此等の租税は基本税法と臨時租税増徴法と支那事變特別税法との三段構えとなつてゐる。平沼内閣の石渡大藏大臣は恰も此の情勢の下に約二億圓の増税案を衆議院に提出したのである。

## 二 増税案の輪廓と臨時利得税法の改正

(一) 約二億圓の増税と云はれてゐるが、正確に云へば、二億百十萬圓増税し千四百九十萬圓減税し差引一億八千六百二十萬圓増税せんとするのである。即ち臨時利得税法中改正法律案で約八千百萬圓増税し支那事變特別税法中改正法律案で約一億千四百萬圓増税し、臨時租税措置法中改正法律案で約千五百萬圓減税し、かくして得たる一億八千萬圓が臨時軍事費の財源となるのである。昭和十四年度本豫算では一般會計より臨時軍事費特別會計へ繰入れる額が三億五千萬圓となつてゐるが、この増税の結果として更に一億八千萬圓を増し結局の所は約五億三千萬圓を一般會計より臨時軍事費特別會計に繰入れんとするのである。由來、増税と云へば財政收入さへ増せば其れでよいと云ふ風に考へられてゐたが、今度の増税案は一方に増税すると共に他方に減税を行ひ結局の所は租税の増收となると云ふ立前をとつてゐる所に特色がある。

増税の形式は臨時利得税法中改正法律案と支那事變特別税法中改正法律案の二本よりなつてゐるが、更に其の

内容を明かにする。即ち舊税の増徴としては臨時利得税と利益配當税と公債及社債利子税と砂糖消費税と清涼飲料税と印紙税と物品税とがあり、新税としては遊興飲食税と建築税との創設が考へられてゐる。金額の大きさからすると、臨時利得税が八千八十万圓、物品税が五千六百八十万圓、遊興飲食税が三千七百六十萬圓、砂糖消費税が一千五十萬圓、利益配當税が八百五十萬圓、清涼飲料税が二百二十萬圓、建築税が二百萬圓、公債及社債利子税が七十萬圓と云ふ順序である。増税額二億百十萬圓の中で臨時利得税と物品税とを合して一億三千七百六十萬圓となるから、兩者につき特に考慮を拂ふの必要がある。殊に戦時異常の利得を得た人に重く課税し負擔の衡平をはかる事と消費増進の底力をなす過剩購買力を課税の手段により吸収する事とは、現今日本財政の二つの要求となつてゐる。臨時利得税は前者を志し物品税は後者を窺つてゐる。

(二) 臨時利得税は滿洲事件の産物であつて昭和十年三月三十日法律第二十號として生れたものである。當該年度の利益が昭和四、五、六の三年の平均利益を超過する場合（法人にあつては現事業年度の利益が昭和六年十二月三十一日以前三年内に終了したる事業年度の全部の平均利益を超過する場合、個人にあつては其の利益が昭和六年以前三年の平均利益を超過する場合）の、その超過額に課税するものであつた。然るに支那事變起るや昭和十三年三月三十一日法律第四十三號第四十四號第四十五號により改正を行ひ、從來の臨時利得を滿洲事件に基く甲種利得とし、更に當該年度の利益が昭和九、十、十一の三年の平均利益を超過する場合（法人ならば現事業年度の利益が昭和十一年十二月三十一日以前三年内に終了したる事業年度の全部の平均利益を超過する場合、個人ならば其の利益が昭和十一年以前三年の平均利益を超過する場合）の、その超過額を支那事變に基く乙種利得

として課税する事となつた。

法人臨時利得税の改正の要綱として次の二點があげられてゐる。

(イ) 甲種利得に對する税率を百分の二十とし、乙種利得に對する税率を百分の四十（資本金額十萬圓以下の法人に付ては百分の三十）とすること。

(ロ) 昭和十二年一月以降の増加資本に對する平均利益の計算方法を改め増加資本金額に付き甲種利得に在りては年百分の七、乙種利得に在りては年百分の十の割合を以て算出したる金額を其の平均利益とすること。

第一の法人臨時利得税の税率の引上は滿洲事件利得にあつては百分の十七・二五を百分の二十とする輕微のものであるが、支那事變利得については百分の三十を百分の四十とした大幅のものである。従つて現事業年度の資本金額十萬圓以下の法人の税率も百分の二十五より百分の三十に引上げたのである。第二は昭和十二年一月以降に増資したる場合に平均利益の計算方法につき新設同様に之を扱つた事である。

個人臨時利得税の改正は次の二點に分つ事が出来る。

(イ) 甲種利得に對する税率を百分の十二とし乙種利得に對する税率を百分の二十五とすること。

(ロ) 新たに船舶及鑛業權の讓渡に因る個人の利得に對し百分の二十五の税率を以て課税すること。

個人臨時利得税の税率は滿洲事件利得の百分の十一・五を百分の十二にし輕微の引上なるに反し、支那事變利得は百分の二十より百分の二十五に相當の引上をしてゐる。次は船舶（製造中の船舶を含む）又は鑛業若は砂鑛業に關する權利若は設備の讓渡に因る個人の利得に對し新たに百分の二十五を課税せんとするのである。臨時利得

税の課税物件は比較的狭く規定せられ、(一)法人の利得と、(二)營業收益税法第二條に掲ぐる營業(鑛業又は砂鑛業を含む)に因る個人の利得に限られてゐたのである。即ち物品販賣業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鑛業又は砂鑛業の十八に限られてゐたのを擴張せんとするのである。世界大戰當時に於ける個人戰時利得税の課税物件の範圍は頗る廣く、(一)所得税法に依り所得税を課すべき第三種の所得中、俸給、給料、手當、歲費、年金、恩給、退隱料を除きたる個人の所得と、(二)船舶(製造中の船舶を含む)又は鑛業若は砂鑛業に關する權利若は設備の賣却に依る個人の利得とを包含してゐたのに比較すると、臨時利得税の課税物件を擴張したと云つても其の程度は狭いのである。

法人個人を通じて支那事變利得に對し大幅の増徴を行ふ事に對しては恐らく反對論はなからう。又昭和十二年一月以降の法人増資の場合を新設同様に扱つた事も懸案の解決である。更に個人臨時利得税を擴張した事は戰時利得税の場合を考へて見ても當然の事である。

### 三 支那事變特別税法の改正

昭和十二年に北支事件が起るや昭和十二年八月十二日法律第六十六號として北支事件特別税法が定められたが北支事件が支那事變に擴大するに及び北支事件特別税に代り昭和十三年三月三十日法律第五十一號支那事變特別税法が成立したのである。今度の支那事變特別税法中改正法律案は増税としては清涼飲料税、砂糖消費税、印紙



税、利益配當税、公債及社債利子税、物品税の増徴あり、新税としては建築税、遊興飲食税を考へてゐる。尙、法人課税最高限度の改正を定めてゐるが、これは次項で論ずる。

(一) 支那事變特別税の増税の中で最も大なるものは物品税である。物品税は北支事件特別税による物品特別税を支那事變特別税法が擴張した結果として生れたものである。物品特別税の當時は小賣業者を納税者とする第一種と製造業者を納税者とする第二種とに分ち従價百分の二十の課税を行つてゐたが、物品税に改めらるるに及び課税品目を増加すると共に第一種第二種を通じて甲(従價百分の十五)、乙(従價百分の十)に分ち、更に新たに第三種として燐寸と酒類とに課税してゐるのである。物品税の増税は次の三點を目標としてゐる。

(イ) 第一種の「毛皮又は毛皮製品」「羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品」を乙(従價百分の十)より甲(従價百分の十五)にうつし、第二種の「乗用自動車」「化粧品」を乙(従價百分の十)より甲(従價百分の十五)にうつし税率を高めたのが第一點である。

(ロ) 新たに第一種乙として「玩具」「運動具」「電氣器具及瓦斯器具」「織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品並に組物」「果物」を加へ、第二種乙として「化粧用石鹼、シャンプー、洗粉及齒磨」「茶、珈琲及其の代用物並にココア」「嗜好飲料但し酒類及清涼飲料を除く」を新たに課税せんとするのが第二點である。

(ハ) 第三種の二の酒類については、清酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒の税率を五圓より十圓に引上げ、葡萄酒及果實酒の税率を十五圓とし、其の他の酒類にして酒精及酒精含有飲料税法の適用を受くるものの税率を七圓より十四圓に増したのである。更に第三種の三として飴、葡萄糖及麥芽糖を加へ百斤に付二圓の従量税率を新たに

設ける事とした。

此等の改正の中で最も注目すべきは、高級織物に對し從來の従價九分の織物消費税の外に新たに従價一割の小賣課税が加はつた事である。支那事變特別税が酒類に對し造石税の引上を行はずして倉出税たる物品税の課税に力を注いでゐると併せ考へる必要がある。物品税は酒類で約二千萬圓織物で約千萬圓の増收を期してゐるから物品税の増税總額五千六百八十萬圓の過半は此の兩者が占めてゐる。

(二) 支那事變特別税の増税の中で物品税以外では利益配當税、公債及社債利子税、印紙税、砂糖消費税、清涼飲料税の五つがある。

利益配當税は内地法人より受くる利益配當金中で配當率年七分を超える金額に對し從來百分の十の比例税率を課してゐたのを、改めて一割以下には百分の十、一割を超えるものには百分の十五とせんとしてゐる。配當制限の政策と歩調を共にしてゐる。

公債及社債利子税は、利率年四分を超える國債利子額、利率年四分五厘を超える地方債及社債利子額に對して百分の十の課税をしてゐるのを百分の十五に引上げんとしてゐる。低金利政策と併せ考へねばならぬ。

次は印紙税の改正である。從來は物品切手に對し記載金額の如何を問はず三錢であつたのを、金額の大小により階段をつけんとするのである。即ち記載金高三圓以下のもの三錢、五圓以下のもの十錢、十圓以下のもの三十錢、二十圓以下のもの六十錢、三十圓以下のもの九十錢、五十圓以下のもの一圓五十錢、百圓以下のもの三圓、百圓を超えるものは百圓又は其の端數毎に三圓、記載金高無きもの三錢と改め増税をはかつたのである。

砂糖消費税は大體一割見當の増税を行ひ結局次の如き税率となる。即ち砂糖については第一種（甲一圓七十錢乙四圓）、第二種（七圓八十錢）、第三種（九圓三十錢）、第四種（十一圓七十錢）。糖蜜については第一種（甲四圓六十錢乙九圓三十錢）、第二種（甲一圓七十錢乙四圓）。糖水（七圓八十錢）。

清涼飲料税は臨時租税増徴法も支那事變特別税法も一切觸れなかつたが、今度は増税せんとしてゐる。第一種（玉ラムネ爆詰のもの）を約二割増して八圓五十錢とし、第二種（其の他の爆詰のもの）を五割増して十五圓とし、第三種（爆詰以外のもの）を五割増して四圓五十錢とした。

(三) 新税としては遊興飲食税と建築税とをあげる事が出来る。

元來、遊興税は道府縣雜種税に屬し地方税として相當の収入をあげてゐたが、之を國税に移管し新たに飲食にも課税せんとするのが今回の改正である。収入見積は三千七百六十萬圓であるが地方交付の千六百萬圓を差引くと純収入二千百萬圓となる。遊興飲食税は料理店、貸席、旅館其他命令を以て定むる類似の場所に於てなしたる遊興又は飲食に課税するものである。料理店、貸席、旅館等の經營者が其の遊興又は飲食に關し領收すべき金額を課税標準としてゐる。料理店、貸席、旅館等の經營者は毎月分の料金を記載したる申告書を提出し翌月末までに納める事となつてゐる。時局に際し適切なる新税であるが徵税技術の困難なる事と交付金の分配方法を如何に定めるかと云ふ點に問題がある。かくして清酒は、酒税により造石課税を受け、物品税により倉出課税を受け、遊興飲食税により小賣課税を受ける事となつてゐる。

建築税は「居住の用に供する家屋」「料理店業、席貸業その他之に類似する營業の用に供する家屋にして命令

を以て定むるもの」「演劇、活動寫眞、演藝又は觀物の開催の用に供する家屋」を新築増築又は改造したる場合に課するものである、此等の家屋の建築價額が一萬圓未滿の時は免稅する事とし、課稅標準は建築價額より五千圓を控除したる金額にして稅率は百分の十である。尙、家屋新築の際に道府縣雜種稅たる不動産取得稅の課稅せられるのは従前と變りがない。

#### 四 臨時租稅措置法の改正

以上は臨時利得稅法中改正法律案と支那事變特別稅法中改正法律案とに基く増稅であるが、臨時租稅措置法中改正法律案と支那事變特別稅法中改正法律案とに基く減稅の問題にうつりたい。臨時租稅措置法は昭和十三年三月三十一日法律第五十二號として定められ、時局關係に基く減稅を規定してゐるが、更に改正を加へんとする。

減稅は生産力擴充、産業振興の目的に出で、留保所得の輕課、重要物產製造業に對する免稅範圍の擴張、補助金及研究費に對する課稅の輕減、減價償却年限の短縮等の方法によつてゐる。

(一) 法人の留保所得の一部に付所得稅輕減の道を拓く爲めに支那事變特別稅法と臨時租稅措置法との改正を試みてゐる。

(イ) 支那事變特別稅法第二條第三項は所得稅の緩和規定を設け課稅最高限を定めてゐるのであるが、その改正を加はんとするのである。現行法と改正法案とを對照すると次の如くである。

前二項ノ規定ニ依ル普通所得及超過所得ニ對スル所得税ノ増徴税額ハ普通所得ノ百分ノ五十二ニ相當スル金額ヨリ普通所得及超過所得ニ對スル所得税額(所得税法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ對スル所得税ニ加算スル税額ヲ含マズ)ト臨時利得税額トノ合計金額ヲ控除シタル殘額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ニ依ル普通所得及超過所得ニ對スル所得税ノ増徴税額ハ左ノ金額ヨリ普通所得及超過所得ニ對スル所得税額(所得税法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ對スル所得税ニ加算スル税額ヲ含マズ)ト臨時利得税額トノ合計金額ヲ控除シタル殘額ヲ超ユルコトヲ得ズ  
 普通所得ノ百分ノ五十五ニ相當スル金額ヨリ普通所得中留保シタル金額ノ百分ノ十五ニ相當スル金額ヲ控除シタル殘額

課税最高限を定むるに當り普通所得中留保したる金額の百分の十五に相當する金額を控除する事としたのは所得税軽減の一方法である。勿論、留保をなさないか又は極めて僅かの留保をなすに止まる法人については、課税最高限を普通所得の「百分の五十」より「百分の五十五」に増したのは一種の増税となるが、これは極めて稀なる例外である。大體論から云つて此の改正は減税である。

(ロ) 次は臨時租税措置法に第一條の二を設け留保所得の所得税を軽減せんとするものである。曰く

法人ノ各事業年度ノ普通所得中留保シタル金額ガ其ノ事業年度ニ於ケル普通所得ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過部分ノ全部又ハ一部ニ相當スル金額ヲ命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ運用スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ運用金額ニ百分ノ二・四五ヲ乗ジテ算出シタル金額ニ相當スル所得税ヲ軽減ス

法人の資産内容を堅實ならしむると共に留保所得を國債消化と生産力擴充とに利用せしめんとするのである。

(三) 重要物産製造業に對する免税範圍の擴張は、臨時租税措置法第一條の三に次の條文を設けるのである。

所得税法第十九條及營業收益税法第八條ノ規定ニ依リ指定シタル物産ノ製造業ニ付其ノ設備ヲ増設シタル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備増設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ増設シタル設備ニ依ル物産ノ製造業務ヨリ生ズル所得及純益ニ付所得税及營業收益税ヲ免除ス

命令ヲ以テ指定スル製造方法ニ依ル物産ノ製造ヲ開始シタル者又ハ其ノ設備ヲ増設シタル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造開始又ハ設備増設ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ製造方法ニ依ル物産ノ製造業務又ハ其ノ増設シタル設備ニ依ル物産ノ製造業務ヨリ生ズル所得及純益ニ付所得税及營業收益税ヲ免除ス

所得税法第十九條及營業收益税法第八條に依り指定したる物産の製造業と云ふのは次の種類のものである。

- 一、金、銀、鉛、亜鉛、錫
- ニッケル、クロム、コバルト、鐵及アルミニウムノ地金
- 二、鐵ノ條、竿、丁形山形類、軌條、板、線及管、(鑄鐵管ヲ除ク)
- 三、銅ノ合金ノ條、竿、板及管
- 四、アルミニウムノ合金及マグネシウムノ合金
- 五、汽罐、原動機(機關車ヲ含ム)及動力ヲ以テ運轉スル鐵製ノ機械
- 六、アルミナ、クリオリツト、チタン白、カーボンブラツク、石灰窒素、硫酸カリ、磷酸アンモン、硫酸アンモン、硝酸(アンモニア酸化ニ依ルモノ)、石炭酸、グリコール、グ
- 七、纖維素バルブ
- 八、光學用ガラス
- 九、コンデンスドミルク及カゼイン
- リセリン、メタノール、アセトン、ブタノール、アセチルセルロース、人造ゴム及タンニンエキス

從來は此等の重要物産製造業に對し開業の年及其の翌年より三年間其の業務より生ずる所得及純益に付所得税及營業收益税を免除してゐたのであるが、今度の改正により單に開業の場合に止まらず、設備を増設したる場合にも免除を適用せんとするのである。

又、從來は物産の種類にのみ免除の標準を定めてゐるが、更に一步を進め製造方法の如何により事業の開始又は設備の増設したる後三年間にわたり所得税及營業收益税の免除を行はんとするのである。

(四) 生産力擴充又は産業振興の爲めに交付したる補助金又は必要なる各種の研究的支出に關し課税の特例を設け、更に時局に緊要なる事業に付固定資産の減價償却年限を相當程度短縮する爲めに臨時租税措置法第一條の四を設けんとしてゐる。次の如き内容である。

左ニ掲グル事項ニ付テハ所得税法ニ依ル所得、營業收益税法ニ依ル純益及臨時所得税法ニ依ル利益ノ計算ニ關シ命令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

一、命令ヲ以テ指定スル國庫補助金ノ收入

一、命令ヲ以テ指定スル事業ニ關研シ究ヲ爲スニ要シタル支出

三、命令ヲ以テ指定スル事業ノ用ニ供スル建物(工場用以外ノ建物ヲ除ク)、機械其ノ他ノ設備及船舶ノ價額ノ償却

國庫補助金收入が益金に計算せられ研究的支出が益金の處分と見られるのに對し、特例を設ける事となつた。

## 五 税法の複雑化と根本的改革

極めて簡單ながら増稅案の大體を説明した。近く提出せらるべき一般會計四十特別會計の追加豫算と臨時軍事費特別會計の追加豫算の金額が如何ほどになるかによつて今度の増稅案は或は適當であり或は過少の批難を受くる事となる。筆者は本増稅案を最低限の増稅案として之を承認するものである。然し問題は寧ろ今後に存してゐる。石渡大藏大臣の言によれば、中央地方に通ずる税制の根本的改革が昭和十五年度より實現せられるとの事であるから望みを將來にかける事が出来る。

税制の根本的改革は形式的と實質的との兩方面より要求せられてゐるが、實質的方面は暫く措き形式的方面のみを一瞥したい。

中央財政地方財政との關係について見るに、「臨時」の名を付しながら増すを知つて減ずるを知らない臨時地方財政補給法を如何に制度化するか形式上の第一の問題である。

第二に基本税法と臨時租稅增徴法と支那事變特別税法との三者の關係を如何にすべきやの問題がある。例を酒税にとり此の三者の關係を示せば右の表を得る事が出来る。

	基本稅率	臨時租稅 增徵稅率	增徵後の 物品稅率	增稅後の 稅率豫想
二十三度以下の濁酒	三十六圓	ナシ	ナシ	三十六圓
二十三度以下の清酒白酒三十度以下の味淋	四十圓	四十五圓	十圓	五十五圓
四十五度以下の燒酎	四十圓	四十五圓	十圓	五十五圓
連續式	四十圓	四十七圓	十圓	五十七圓
二十一度を超過する濁酒(一度に對する定率)	一圓八十錢	ナシ	ナシ	一圓八十錢
二十三度を超過する清酒、白酒、三十度を超過する味淋、四十五度を超過する燒酎(一度に對する定率)	一圓八十錢	ナシ	ナシ	一圓八十錢
麥酒	一圓八十錢	二圓十五錢	(十圓)	二圓十五錢 (其他に十圓)
葡萄酒、果實酒	二十五圓	三十五圓	十圓	四十五圓
其他の酒類にして酒精及酒精含有飲料稅法の適用を受くるもの	二十四度未満	ナシ	十五圓	十五圓
	二十四度以上 (一度に對する定率)	ナシ	十四圓	十四圓

酒類は基本稅、臨時租稅増徵、物品稅の外に更に遊興飲食稅で課稅せられる事となつてゐる。高級織物は織物消費稅の外に物品稅の課稅を受けてゐる。家屋建築は不動産取得稅と建築稅との二回にわたり負擔してゐる。かくの如き租稅の複雑化に對しては或は充分に理由づけられる事もあり或は説明の困難なる場合がある。兎に角、日本の稅制が過去二年間に形式的に複雑化し理解に困難なる事は事實である。かくて稅制の根本的改革は形式と實質との兩方面より出發せねばならぬ。